

サービス等利用計画作成の流れ

1 申請

サービス利用を希望する方が市に対して
障害福祉サービスの申請を行います。

2 作成依頼

計画が必要となる申請者に対して、市から
「計画作成依頼通知」を発行します。

3 契約

作成依頼を受けた申請者は、計画を作成
できる特定相談支援事業者と契約します。

どんな事業者があるのかは事業者の紹介ページをご覧ください

4 計画案作成

特定相談支援事業者と共に、サービス等
利用計画案を作成し、市に提出します。

生活に必要なサービス等についての計画をたてます

5 支給決定

市は計画案を参考に支給決定を行い、
受給者証を発行します。その後、サービスの
利用計画の定期的な見直し(「モニタリング」
といいます)が行われます。

サービス利用の状況を確認し、必要であればサービスの
変更や追加を行います

